

令和8年度ひょうご科学塾実施事業 業務委託仕様書

1 事業趣旨

本県では、製造業等において理工系人材確保が難しい状況にあることから、理工系人材の県内就職に向けた早期アプローチとして、高校進学・文理選択の前に、理系に興味を持つきっかけを作るとともに、地元企業を身近に感じてもらえるよう、小中学生向けに県内大学と中小企業が共同で出前授業（以下、ひょうご科学塾という。）を実施する。

2 名称

令和8年度ひょうご科学塾実施事業

3 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務内容

（1）実施機関等と連携したひょうご科学塾の計画作成

実施機関（大学・県内中小企業）と連携機関（市町教委、小中学校）と協力しながら科学塾の実施計画を作成すること。なお、大学との連携にあたっては、理工系学部を有する県内大学を中心に体制を構築すること。

① 事業対象

県内の小学生、中学生及びその保護者

② 目標数

イベント参加者数（①の参加者を集計）：1,200人（累計）

③ 実施回数

十分に目標が達成される回数（4回以上）

④ 実施時期

学校側から比較的協力が得られやすい大型連休等の機会を逸しないよう計画すること

⑤ 実施内容

事業趣旨を踏まえた構成とし、小学生（低・中・高学年）・中学生ごとに対象を意識した内容とすること（下記は例示であり、実施する回ごとにすべての要素を含む必要はない）。

また、事業趣旨を踏まえた取組であれば、例示した内容以外の取組を実施することも可とする。

[例示1] 県内製造業・中小企業による高度技術体験授業

企業による展示・体験授業等を通じ、児童生徒が企業の優れた技術・製品に興味を持ち、製造業への理解が深まる内容とする。

[例示2] 大学教員等による科学・理工系体験授業

大学教員による普段研究で使用する実験装置を使った展示・体験授業を通じ、現段階では理工系に関心が低い児童生徒にも親しみやすい内容とする。

[例示3] 保護者等向け中小企業への理解促進ブース

企業で活躍する社員による製造業・中小企業ならではの魅力や働き方についてのPR、経営者等による中小企業で働くキャリアビジョンの提示等を行い、小中学生に同伴して来場する保護者等にも魅力が伝わる内容とする。

⑥ 実施地域

神戸・阪神地域を中心に全県展開を図ること

⑦ 企業選定

極力実施地域に関連する企業（本社所在地が実施地域内にある、実施地域内に工場等を有する等）とすること。

(2) ひょうご科学塾の実施

実施機関（大学・県内中小企業）と連携機関（市町教委、小中学校）と協力しながら①会場確保、②広報、③当日の運営等を実施すること。

なお、科学塾の実施にあたっては、連携機関の協力を得て小中学校を会場に授業の一環として開催することも、ホール等の会場をレンタルし休日等にイベントとして開催することも可とする。

また、広報に際してはインターネット掲載、チラシ等配布、学校等関係機関等への周知等、多様なツールを使用し、参加者確保に努めること。

(3) 事業拡大に向けた取組

事業拡大に向けた取組として、これまでに接点のない大学・県内中小企業等とも接点確保していくこと。なお、当該取組について目標設定はしないが、積極的な取組については受託者選定時の評価対象とする。

5 対象経費

事業費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とする。

(1) 人件費

事業の企画・実施運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

(2) 広告宣伝費

参加者確保に係る広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む）

(3) その他事業費

会場使用料、会場設営費、機材等運搬費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

6 委託業務実施状況の報告

県から求めがあった場合は、隨時、業務実施状況について報告するほか、委託業務完了後は、10日以内に業務実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業を中止または廃止する場合がある。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上行うこと。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。